

溶接事業者検査未実施の概要

【磯子火力発電所】

部位	火炉側壁出口連絡管溶接部 ¹ で検査未実施箇所：2箇所
内容	平成16年度に実施した、新1号機ボイラー火炉側壁出口連絡管磨耗部の溶接補修の際に、電気事業法第52条に基づく、溶接事業者検査 ² の実施並びに溶接安全管理審査 ³ を受審していなかったもの。
状況	3月6日～22日の予定で設備の運転を停止し、改めて「溶接事業者検査」を行い「溶接安全管理審査」を受審する。

【石川石炭火力発電所】

部位	【これまでの検査未実施の状況】						
	1次過熱器管寄溶接部 ⁴ で検査未実施の箇所数						
		H13年度					
	1号機	1					
	2号機	-					
部位	3次過熱器管寄溶接部 ⁴ で検査未実施の箇所数						
		H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	合計
	1号機	31	-	6	-	-	37
	2号機	-	46	-	-	2	48
	【現在の状況】検査未実施箇所：15箇所						
内容		1次過熱器管寄溶接部		3次過熱器管寄溶接部			
		現時点での未検査箇所	H17,18年度に実施した改造工事で既に取替・検査実施済みの箇所		現時点での未検査箇所		
	1号機	1	31		6		
	2号機	0	40		8		
内容	平成12年度～16年度にかけて実施した、1・2号機ボイラーの1次及び3次過熱器管寄溶接部の補修の際、電気事業法第52条に基づく、溶接事業者検査 ² の実施並びに溶接安全管理審査 ³ を受審していなかったもの。						
状況	1号機については3月12日～18日、2号機については、3月19日～25日の予定で設備の運転を停止し、改めて「溶接事業者検査」を行い「溶接安全管理審査」を受審する。						

¹ 火炉側壁出口連絡管溶接部

ボイラー内で、発生した蒸気を過熱器に連絡する配管の溶接部

² 溶接事業者検査

電気事業法第52条に基づいて、一定以上の圧力・温度が加わる容器等の溶接部に関し、使用開始前に事業者が技術基準適合性を確認し、その結果を記録し保存することが義務づけられているもの。

³ 溶接安全管理審査

溶接事業者検査の実施状況を電気事業法に基づく登録検査機関が審査するとともに、その結果を基に国が評定を行うもの。

⁴ 1次、3次過熱器管寄溶接部

ボイラーにて過熱した蒸気を集合させる過熱器管寄管台とボイラーチューブとの溶接部